

デジタル改革法が成立しました！（5月19日公布）



デジタル改革関連法が成立し、9月1日には、今後の司令塔となるデジタル庁が発足する予定です。医療分野におけるデジタル化戦略について政策の進捗と方向性に注目してみます。

デジタル庁の目標の1つは、マイナンバーカードの普及を促進し、給付の迅速化や行政手続きのオンライン化を実現することと言われています。

◆マイナンバー活用を軸に推進

医療分野は、今年の3月からオンライン資格確認等システム取組みの中で、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけの試みが始まっています。

【今後のスケジュール】

2021年10月～

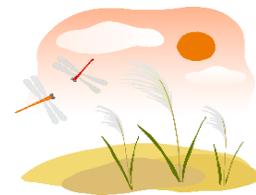
マイナポータルで、特定健康情報と薬剤情報の閲覧を開始

2021年11月～

マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧を開始

2021年分の確定申告

マイナポータルでの医療費控除の手続きで、医療費通知情報の自動入力を可能にする



医療機関における宿日直許可について～制度概要～

常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくても必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間制を適用除外とするものです。（宿日直許可）

労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ってから許可を受けるまでの流れ

1. 労働基準監督署に、申請書（様式第10号）〈原本2部〉及び添付書類を提出

⇒申請対象である宿日直の勤務実態が下記①～④の条件を満たしていることを書面上で確認します。

①通常の勤務時間から完全に開放された後のものであること

②宿日直中に従事する業務は、特殊な措置を必要としない軽度又は短時間の業務に限ること

③一般の宿日直の許可の条件を満たしていること

→常態としてほとんど労働することがない。通常の労働の継続ではない。宿日直手当額が同種の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上である、宿日直の回数が原則として宿直は週1回、日直は月1回以内である。宿直について相当の睡眠設備を設置

④宿直の場合は十分な睡眠がとらうること等

2. 労働基準監督署による実地調査

⇒宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや仮眠スペースの確認等を原則として実地で行い、申請時に提出された書類（宿日直当番表、宿日直日誌、宿日直勤務者の賃金一覧表等）の内容が事実に即したもののかの確認を行います。また、勤務実態の確認に必要な期間（個別の申請ごとに異なりますが、おおそ直近数ヶ月間）の勤務記録の提出が求められます。

➡ 1と2の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。

医療機関における宿日直許可制度事例

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
病床数	350床	労働者数	900人
対象者数等	勤務医44人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):18時～翌9時 日直(月1回):9時～18時		
対象業務	ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	最大収容患者数4人のICUにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示通りの措置がなされていることを確認する「処置確認」(約2分) ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」(約20分) 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務による対応なし		

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科、神経科、内科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	380床	労働者数	420人
対象者数等	勤務医18人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):17時15分～翌8時30分		
対象業務	緊急事態に備えての待機、定期回診、検食		
労基署の調査概要	過去3か月間の実績を調査 輪番日に最大2人の救急患者を受入。輪番日には医師2人、非輪番日には医師1人が宿直。病棟を回診し、45人程度の要注意患者を目視確認し、回診結果をデータ入力(約40分)。睡眠中の患者が多く回診時間は僅か。宿直日の夕食(約10分)、朝食(約5分)を検食。救急患者の受入時の診察等に月平均7件程度。二次救急の輪番日に新規患者の受入の際は約2時間程度要するが、通常の救急外来で通院歴のある患者の受入の際は約1時間。入院患者の急変や死亡対応が月平均3件程度(1件約1時間)		

【申請前チェックリスト】

- 申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である。
- 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである。
 - ベット・寝具など睡眠が可能な設備がある。
- 申請を考えている宿直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである。
 - 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない(4時間未満ではない)
- 救急患者の診療等通常勤務を同態様の業務が発生することはあっても、稀である。
- 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている(宿直日の従事者の認識も同様である)



7月・8月の活動報告

個別支援・相談対応 <8件>



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内
 開設時間:平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)
 TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676
 E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp
 ※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします